

●香川県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

小豆島町

2 都市計画事業の種類及び名称

内海都市計画下水道事業 植松都市下水路

3 事業施行期間

平成19年3月30日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成19年香川県告示第174号の事業地から、小豆島町安田字佃の全域、小豆島町安田字井手首及び字下条の一部並びに小豆島町木庄字平見の一部を削る。